

令和元年あきる野市農業委員会 5 月総会議事録

令和元年 5 月 23 日（木）午後 1 時 30 分、令和元年あきる野市農業委員会 5 月総会は、あきる野市役所別館 3 階、第 1 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 橋爪貴英

議事日程

- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について
- 第 2 号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

追加議案

- 第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の進達について

開会 午後1時33分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは、お時間少し過ぎましたので、ただ今から、令和元年あきる野市農業委員会5月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今月から令和になるということで皆さん気分が改まったとは思いますが、私なんかは昨日の今日で、今日の明日なので、あまり気分が改まらなかったんですけども、平成の時代には水害と農業被害がかなり出まして、その辺の気分が一変して、気候も良くなればいいなと思っっているのですが、またこの5月になりまして急にこの暑さで、かなり季節も早まっています、明日あたりはもう30度を超えるという予報が出ています。また作物も、うちも苗なんかハウスに置いてあった物が被害を受けました。大した被害ではないのですが、かなりトマトなんかも葉っぱが被害を受けたんですけども、設備もあんまり整ってない、まわりを開けるくらいの設備だったので、どうしようもないなと思っっていますが、いろいろ平成にあった農産物の被害は、これで令和で払拭してもらえればありがたいなと思っっております。また、30度を超えるということで皆さんも体調の管理を気を付けながら、日々のお仕事に精進していただきたいと思っます。今日はよろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) 諸報告につきましては今月は特段ございません。それでは、本日の署名委員は田中正治委員と兵頭委員になります。よろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員13名、推進委員5名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、收受12、13、14は関連案件のため、一括で審議をいたします。では、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和元年5月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・收受12 朗読)

(第1号議案・收受13 朗読)

(第1号議案・收受14 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは、收受12、13、14について担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。説明いたします。案内図は7ページをご覧ください。ここは以前に、経営部会

の委員の皆さんに視察していただいた所です。●●●のすぐ南側で、○○○-○の畑の上に■
■■さんという家がありますが、ここが今は○○さんの自宅になっています。この自宅の前
の畑は、現在はジャガイモ、ネギ等が植わっていきまして、片付けが済んでないノラボウが花を
咲かせている、という状況になっています。△△△-△、▽▽▽については果菜の植え付けが
始まっていきまして、ピーマン、ナス等が植えられ始めました。と同時に堆肥を入れるというこ
とで、堆肥の山がいくつか作られていきまして、これから散布して耕耘をされていくような状況
になっています。次の8ページをご覧ください。ここは田んぼの所になりますけれども、以前
話の出ました法人のハウスのすぐ裏側になります。ここは以前は田んぼを耕作していた方がい
たのですが、事故で亡くなってしまっていて、去年は丸々1年空いてしまった所です。私が○○さ
んに、ついでに田んぼをやらないかと声をかけまして、やってみたいということで、今年から
○○さんが耕作をすることになりました。この小庄の田んぼは、前にもお話ししましたが、
田んぼにも畑にもなる所ですので、ここについてはこのまま田んぼでもいいでしょうし、面積
がもっと欲しいということでしたら、畑にも変えられる、そんな場所ですので、やっていける
のではないかなと思います。○○さんは一昨年、五日市ファーマーズの会員の申請をして、途
中で止まってしまいましたので、これが認められれば、ファーマーズの会員の入会申請がもう
一度進んでいくことになると思います。一応、状況の報告は以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ござい
ますか？

(嶋崎委員) 1つ、いいですか？この契約事由の営農開始、この意味をちょっと教えてください。

(事務局次長) はい。今、宮崎委員からございました通り、ファーマーズの会員になりたいという
ことで、その場合には正式に農業委員会で農地の貸し借りの許可をいただかないと、出荷がで
きないということで、今、準備中ということもございまして、これが通ればですが、使用貸借
権で無償で農地を借りて、五日市ファーマーズセンターの会員となって、販売を開始したい、
正式な農家になりたいという意味で、契約事由に載せさせていただきました。

(嶋崎委員) では、これが通れば正式に農地を借りて、農家になるということですね。

(事務局次長) はい。そうです。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受12、13、14について、農地法第3条の規定による許
可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして、收受15について、
事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧いただければと思います。

(第1号議案・收受15 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受15について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。5月20日、事務局の2人と現地調査を行ってまいりました。この場所は定年

等新規就農に伴う現地調査を、経営部会推進委員数名で3月19日に調査した場所です。地図は9ページをご覧ください。場所は五日市街道、●●●●●から●●●●●に向かって、●●●●●と●●●●●の通りのほぼ中間にありまして、○○○-○、△△△-△には、ヤツガシラ、ゴーヤ、スイカ、キュウリ、ブロッコリー、レタス、ピーマン、トウモロコシ、□□□-□には、ショウガその他がきれいに作付けされていました。道路反対側、◇◇◇-◇には、トウモロコシが作付けされていました。○○○さんは農業振興会、ファーマーズセンターの会員ということで、特に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようなので、収受15について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして、収受16について、事務局より説明願ひます。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧いただければと思います。

(第1号議案・収受16 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受16について、担当の小川委員、説明願ひます。

(小川委員) はい。収受16について説明いたします。5月20日に事務局と一緒に現地を見てまいりました。案内図については10ページをご覧ください。●●●●●の●●●●●の手前の所、バス通りになっています。ご覧のと通りの道路沿いの畑で、前回はこのすぐ南側の部分を同じように所有権移転しまして、ご本人様に来ていただいて、説明をいただいたところですが、こちらにはブルーベリーを作付けしてありまして、草刈りをよくしておりました。前回と同じく兄弟4人で4分の1ずつ持っていたのですが、それを長男の○○○さんに集約をするということで、議案が出ておりますので、ご審議をお願いします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受16について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして、収受18について、事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・収受18 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受18について、担当の栗原晋二委員、説明願ひます。

(栗原晋二委員) はい。5月20日に事務局2人と現地調査に行つてまいりました。地図は11ペ

ージです。地図の真ん中に秋川が流れていますが、その川沿い、〇〇〇ー〇です。対岸が●●●●です。●●●●から川岸まで何人か持っている畑の1つが、今回の〇〇さんへ移るといことですが、〇〇さんの畑が左側の川岸の所にありまして、譲渡人の□□さんという方は乙津の出身で、家を払って出たので、地所続きの〇〇さんに引き取ってもらって、少し坂地なのでこれから畑にすると、こんなような話でした。そして、〇〇さんの住所が●●●●●番地●●●●●となっていますが、この地図の11ページの一番下の所が、〇〇さんの本家です。そしてこの人が実家へ収まって跡を継ぐということで、今は●●●●●に住んでいます。そして、〇〇さんの所の畑は〇〇さんの実家と、それから〇〇さんの親達が乙津にいて、畑は切り盛りしている状態です。この実家は跡継ぎがないので、娘婿の子供が家へ入るといことでしょうか。〇〇さんの次男は元●●●●●の◆◆◆◆◆さんの自宅です。議案書では、●●●●●でこれだけの畑を持っているとの記載ですが、〇〇さんの両親と実家のお母さんとその人達で畑は回しています。以上です。何かありましたら、分かる範囲でお答えします。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原晋二委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(橋本喜久司委員) この〇〇さんは職業が●●●●●となっていますが、それで、営農拡大・・・これは、●●●●●は副業をやっていいといことですか？それで営農拡大といのは、不自然な気がしますが・・・。●●●●●が畑をやっていいといのならいいのですが。

(事務局長) 副業もいろいろ言われていますが、届出をすれば大丈夫といことなので。

(橋本喜久司委員) ●●●●●さんのように自分の家の畑を耕す分には構わないと思のですが、営農拡大となると、いいのでしょうか？

(事務局次長) 今、ご説明があった通り、実際この方と一緒にご家族が、畑の横が実家といこともございまして、名義は確かに息子さんにはなるんですけども、一緒にやりながら、実家の方が出荷をするといことなので、本来であればその方が受ければいいのですが、ご高齢なので、名義上この方にされたといお話がありました。世帯でやるといことなので、代表的に息子さんの〇〇さんが所有権移転を受けたとい形になります。実際は世帯全員でやるといことなのです。

(橋本喜久司委員) 分かりました。

(栗原晋二委員) あ、この〇〇さんの実家のお母さんは、●●●●●歳かと思います。それでこのような案件にしたんだと思のですが・・・。

(谷澤職務代理) あ、1つだけいいですか？家系図が頭の中で・・・あ、〇〇さんには両親がいて、その方達が畑はやるという形で、〇〇さんには後継者がいないから、兄弟の子供が後継者としてやるといことですか？

(栗原晋二委員) そうです。あ、〇〇さんの親が■さんといのですが、その連れ合いが◆◆◆◆◆さんの妹さんなんです。それでその子供を実家の跡継ぎにした訳です。

(議長) 他に、よろしいでしょうか？

(嶋崎委員) 家族利用でしょうか？要は。

(事務局長) そうです。世帯でやると。

(事務局次長) 世帯でやるんですけども、代表がたまたまこの●●●●●の方で、母親がもう●●●●●歳

で、受けてもすぐ相続になってしまうかも知れないので・・・

(嶋崎委員) 当然、若い人に継がせるようになるからね、常識的に。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、收受18について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして、收受24について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、4ページをご覧くださいと思います。

(第1号議案・收受24 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受24について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。5月20日に事務局と3名で現地確認に行つてまいりました。場所は12ページの地図にある、●●●●●の信号の●●側、●●●メートル×●●メートルほどの畑1枚と、その続きの●●メートル×●●メートルほどの畑で、面積的には結構広い●反●畝ほどの畑になるのですが、□□さんは●●の方で、谷澤委員にも去年のうちから相談みたいに話はしていたらしいのですが、担当が私の地域ということで、正式に私の方に、年齢も●●なので、あそこを貸したいんだけどどうすればいいのかな、という相談を今年になってされました。一応農業委員会の方に契約を提出してちゃんと証明してもらった方が、後々面倒なことにならないのではないかとということで、一応そのように伝えたところ、本人が○○さんという、ファーマーズセンターにニンニク等を出している●●の方に、ぜひ借りたいという話をいただいたそうなので、それではこれから申請してみますということで、それが先月の話でした。それで事務局と3名で見に行ったところ、現状としてはまだきれいに生産されていまして、○○○-○は真ん中辺にもうトウモロコシがきれいに植わってまして、東側の方には結構な面積で、●畝くらい、ジャガイモがきれいに植わってまして、信号に近い3分の1くらいの畑は、□□さんは元、夫婦で●●をやっていたようで、●●●●●が手伝いに来ているという形で、10種類ぐらいの作物をきれいに畑を使って生産して、それをファーマーズに出しているのか、分けたりしているのかはあまり分かりません。あと△△△-△は、以前ファーマーズの会員だった◇◇◇◇さんという方に貸していたそうなんですけれども、亡くなってしまったので、引き続き奥さんとそのお友達の方々がきれいに使っている状態であるのは、確認はしてまいりました。現況としてきれいに使っている状態で、確かになぜ貸すのかなと、非常に疑問と言いますか、本人に聞いたんですけれども、やはり体力的にこの面積は厳しいということで、順次空いた所からできれば貸していきたいというのが、当初の相談でした。先ほど谷澤委員にも言われたのですが、いきなり全部貸すというのは、本人はまだ会員として出荷はちゃんとしているので、それともういうものなのかなということも言われたので、その辺のところを含めて皆さんで審議していただきたいと思いますが、現状としてはきれいに畑としては耕作されています。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ござい

ますか？

(谷澤職務代理) 質問と言うか意見なんですけれども、□□さんと〇〇さんが普通の状態で3条の使用貸借でやるのは全然問題ないと思うのですが、現状の畑を見ると、□□さん自身が作付けた物がまだ残っていたり、過去に貸していた経緯を考えますと、3条の許可要件に当てはまらない、許可できない部分とか出てくると思うんですよ。今後収穫がどんどん終わった時点で、秋には片付くでしょうから、その時点で許可を出すということで、今の状態だと、何て言うんですかね・・・ある意味、今やってしまうと、また貸しを認めるというような状況になってしまうのではないかと思うので、片付いてからの方がいいのではないかと思います。

(議長) 何かご質問、ご意見ございますか？・・・それでは、今、作付けされているのが収穫まで終わって、これで次に新しくできるという段階で、再度ここへ提出していただくということで、今回は保留と言いますか、取り下げのような形で・・・。

(事務局長) あとは、〇〇さんが借りたところで、□□さんが手伝いたいということであれば、一緒に手伝ってやることは問題ないと思うんですけれども、今、作付けして収穫が終わった時点で、もう一度出してもらうように、取り下げになるのか、保留になるのか、ちょっと調整したいと思います。

(議長) それで、よろしいでしょうか？

(全委員) はい。

(議長) それでは、また改まったところで、総会にかけていただくということで、よろしいですかね？

(全委員) はい。

(議長) それでは、この件はそのようにいたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、5ページをご覧くださいと思います。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和元年5月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の橋本和夫委員、説明願います。

(橋本和夫委員) はい。地図は13ページになります。5月20日、事務局と時間が合わなかったもので、1人で行ってまいりました。場所は●●の●●●●の●側で、●●と●●の境目辺りになります。この〇〇〇-〇と△△△-△の隣が〇〇〇〇さんご本人の家で、屋敷続きの畑となっています。タマネギ、ロメインレタス、コマツナ、エンドウの収穫が始まっています、他にはカボチャ、ナス、トマト、ジャガイモ、ピーマン、キュウリなどが作付けされて、今、葉が伸び始め誘引したりしているところです。空いたスペースには、去年はイモをやっていたんですけれども、今はきれいにトラクターで耕されております。問題はないように見受けられました。よろしくご審議ください。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本和夫委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、6ページをご覧くださいと思います。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和元年5月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。同じく5月20日に事務局3名と現地確認に行ってまいりました。地図の14ページをご覧ください。場所は●●●●●●の●の通りを●に向かって行った、T字路にぶつかる手前の●側の畑です。以前ここはファーマーズの会員の方がブルーベリーを作っていたのですが、足が悪くなってやめてしまったので、しばらく放置状態になっていたのですが、昨年全部抜根しまして、更地になりまして、ここで使用貸借に上がってきたと思われまして。先日行った時にも大分準備は進んでいましたが、多分ここは出荷される方がよく通ると思いますので、非常にきれいな状態になって、もうすぐ植え付けが始まるような状況だと思います。以上です。よろしく願います。

(議長) はい。ありがとうございます。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号2について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る5月20日、事務局2名、計3名で現地を見てまいりました。案内図は9ページをご覧ください。場所は●●●の●側、●●●●●●の●側になります。〇〇-〇の西側にはトウモロコシをもう播種してありまして、この全部一面がトウモロコシ畑になるようで、そんな話がありました。よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、これに関してではないのですが、今、この利用集積で結構かなりの面積がすでに貸し借りできて、耕作放棄地が減少されてきていると思うのですが、借りた本人にも自覚を持ってもらうのと、あと、この畑はこういう状況なんだよというのを示すために、例えば生産緑地だと杭が打って、生産緑地とすぐに分かるようになっていきますよね。そういう風に、貸借された畑に関して、そういうような表示をすることは可能なんですか？それによって、正式に農地は借りなければいけないんですよ、ということを知ってもらうこともあるし、借り手の方にも自覚を持たせるというのがありますし、予算の問題もありますので、なかなか難しいとは思いますが、今後の検討課題として考えていただければ。

(事務局長) はい。あの、やることは可能かと思います。あとは、先ほどおっしゃったように、予算の関係もありますので、ちょっと検討させてください。

(議長) 他によろしいでしょうか？

(坂本委員) あの、議案の中に借入地の合計の面積というのは、入らないでしょうか？誰がどれくらい借りているのか、というのが・・・

(議長) 今までの分を足して、ということですね。

(事務局次長) 以後、入れさせていただきます。

(議長) ちなみに、どれくらいなんですか？今回は更新だから・・・

(事務局次長) 更新なので、増えてはいないのですが、●●歩ぐらいです。

(坂本委員) 誰がどれくらい借りて、まだ増やすのかどうか、継続でこれだけというのが分かるので。

(事務局次長) そうですね。分かりました。

(議長) はい。他には？

(嶋崎委員) それに関連して、その状況も・・・要するに稼働率と言うか。その辺も、事務局として把握できていますか？

(議長) ちゃんとやっているか、ということですね。

(嶋崎委員) 例えば●反歩借りたら、8割方ちゃんと作っています、とか。例えばね。その辺の状況を・・・

(谷澤職務代理) 借りる時は、計画を出すんですよね？

(事務局次長) 計画、出します。

(嶋崎委員) だから、それがその通りにいっているか、進捗と言うかね。計画通り・・・

(議長) 放ったらかしになってないかどうかですね。

(嶋崎委員) そう、そう、そう。やっぱりね、どんどんいっちゃうと、借金じゃないけど、溜まっちゃって手に負えなくなると困るからね。

(事務局次長) そうですね。一応、〇〇くん、□□くんは●●●●●というのをもらってしまって、必ず1年間に1回、東京都とうちの方で現地調査をして、ちゃんとできているかどうか確認させていただいているんですけども、実際、年間通して全部できているかどうかというところ

までは確認していませんので、そのあたりも含めて。

(嶋崎委員) やっぱりちゃんと管理した方が、本人のためにもいいだろうし。

(事務局次長) はい。

(議長) 他はどうですか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、追加議案が提出されておりますので、机の上の資料をご覧ください。それでは追加議案第1号について、事務局説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、別紙をご覧くださいと思います。追加議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和元年5月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(追加議案第1号・経由1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて、転用理由の説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。転用理由書が提出されておりますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。5月20日に、事務局2名と私の3名で現地を確認いたしました。裏面の案内図をご覧ください。一番下の通りがバス通りになっていまして、平井・福生の方に行く通りになります。地図の左側の方に●●●●がありまして、現地はその●側というような場所になります。この○○○-○の畑の上に○○○さんの自宅がございます。すでに全部杭が打ってあって、すぐにこの場所と分かるようになっていまして。○○○さんの自宅の上の方には5メートルぐらいのブロックが積んでありますので、そのためにギリギリの所までは家を建てられないということで、ブロックが崩れたら困るので、その分の場所を確保してあると、お父さんから伺いました。この□□□□さんが娘さんで、実家の土地に家を建てたいと、そういうことですので、よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(谷澤職務代理) あの、横に長いのですが、これは道路の部分ということで確保してあるのでしょうか?

(小川委員) お父さんの土地をずっと通って家に入るの、庭を切って・・・

(谷澤職務代理) 道路に使うのですか?

(小川委員) 道路にするように、と言うか、家に入るための道路です。もう杭が打ってあります。

(事務局次長) 建築許可上、道路に2メートル以上接道していないといけない、ということで、

こういう形になったのだと思います。

(議長) 他に何かございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようなので、経由1について、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは令和元年あきる野市5月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、6月24日、月曜日、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時27分